

(案)

資料 3 - 2

個 情 第 号
平成 30 年 6 月 15 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

個人情報保護委員会委員長
堀部 政男
(公 印 省 略)

事業所管大臣への権限の委任等について

標記について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 13 条第 1 項の規定により委任しようとする事務の範囲及び委任の期間並びに法第 44 条第 2 項による報告の期間を下記のとおり定め、法第 40 条第 1 項の規定による権限を委任することとする。

記

1. 委任しようとする事務の範囲

法第 40 条第 1 項の規定による権限に関する事務のうち、住宅宿泊管理業に係るもの

2. 委任の期間

平成 30 年 6 月 15 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3. 報告の期間

1 か月

以 上